

# ○龍谷大学校友会課外活動OBOG団体助成金 支給基準

令和7年2月24日

## (目的)

第1条 この基準は、龍谷大学校友会（以下「本会」という。）が龍谷大学の課外活動OBOG団体（以下「OBOG団体」という。）に対して行う助成に関する必要事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この基準は、龍谷大学に登録されている課外活動団体のOBOG団体であり、第4条に定める要件を満たす団体に適用する。

## (助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) OBOG団体が主催する公的なイベント活動（コンサート、スポーツ大会など）
- (2) 交流会など、本会会員どうしの交流促進を目的とした活動
- (3) その他、本会が特に認めた活動

2 前項に定める活動は、主催者側の参加者が20名以上かつ、複数年代が参加して行うことを前提とする。

3 飲食を伴う活動への助成は、原則、龍谷大学内の厚生施設を使用することを条件とする。

## (申請資格)

第4条 助成金の申請を行う団体は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 龍谷大学学友会に登録された（一般同好会を含む）公認の学友会サークル・委員会のOBOG団体であること  
なお、団体については、消滅した団体であっても、過去に公認されていた事実が確認された場合は対象とする。
- (2) 過去に助成金の不適切な使用がないこと
- (3) その他、本会が認めるOBOG団体

## (助成金支給申請方法及び申請期限)

第5条 助成を希望するOBOG団体は、第3条に定める活動を実施後1か月以内に所定の申請書類を提出しなければならない。申請書類は、以下のものとする。

- (1) 課外活動OBOG団体助成金支給申請及び実施報告書
- (2) 参加者名簿
- (3) 領収書等の経費証憑書類

(助成項目及び金額)

第6条 助成金額は、主催するOBOG団体の参加者1名あたり1,000円の助成を行い、100,000円を上限とする。イベントを実施する場合は、観客等は助成の対象としない。

2. 前項に関わらず、大規模な活動やイベントを実施する場合は、本会にて特例措置を設ける場合がある。

(支給申請)

第7条 経費証憑書類を添えた支給申請書兼実施報告書の提出後 本会総務部会にて、助成の可否及び助成額を決定する。なお、OBOG団体は校友会報等、各種広報媒体への掲載することを前提条件とする。

2. 本会は、必要に応じて、追加資料の提出や面談を求めることができる。  
3. 助成決定後、本会はOBOG団体に対し、助成する。

(支給決定の取消し)

第8条 本会は、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金支給決定の全部又は一部を取り消し又は返金を求める。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、総務部会の議を経て、本会常任理事会において決定する。

(事務)

第10条 この基準に関する事務は、本会事務局が行う。

付 則

1 この基準は、制定日（2025（令和7）年2月24日）から施行する。